

いう。)に係る自動車損害賠償保険金をいう。以下同じ。) ○○○○○○○○
○○円を受領したことから、審査請求人に対し、平成○○年○○月○○日
の事故発生時日を資力の発生日とし、同月から平成○○年○月までの保護
費○○○○○○○○○○円と比較し、その保護費を上限として、通院費等の
必要経費と○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の返還を求め
る本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、ケースワーカーは、審査請求人の体調を聞くこともなく、
お金を返せとばかりいうが、自立するためには他府県への引越しも必要な
ので、平成○○年○○月から就職するまでの生活費、治療費などは自立の
ための費用として控除すべき旨主張する。

しかしながら、後記第5の1の(4)のとおり、自動車事故の保険金に
ついては原則として事故発生時点で資力の発生があったものとして取り扱
うこととされており、後記第5の1の(2)のとおり、返還額は原則とし
て、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであ
ると解されている。

その上で、自立が著しく阻害されるとして控除が認められる場合として、
後記第5の1の(6)のとおり、6項目が掲げられているが、審査請求人
の主張する控除の内容は生活保護廃止後の引越し費用や生活費等である。
そこで、⑥の「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場
合」をみると、保護の実施機関が真に必要なと認めた額は控除が可能であ
るとされるが、なお書きにあるとおり、当該収入があったことを契機に世帯
が保護から脱却する場合とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額
を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間を生活する
ことが可能であると見込まれる場合や当該収入を得ると同時に定期的収入
等が得られる場合であり、当該収入に対して保護費の返還を求めないこと
と同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」
に当たるものとする取扱いは認められないとされている。

これを本件についてあてはめると、本件賠償金から保護費相当額を差し
引くと○○○円程度であり、今後相当期間生活することが可能であるとは
見込まれず、また、当該収入を得ると同時に定期的収入が得られた場合に
は該当しないことから、審査請求人の主張する医療費や引越し費用を控除
しないとした処分庁の判断は妥当なものであり、後記第5の1の(1)か
ら(6)に照らし、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求
人の主張は認められない。

- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年1月24日	諮問の受付
平成30年1月26日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月13日 口頭意見陳述申立期限：2月13日
平成30年1月30日	第1回審議
平成30年2月5日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：平成30年2月14日付け茨生福第3040号）
平成30年3月13日	第2回審議
平成30年4月20日	第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

本件処分に関する法令等の規定は下記のとおりである。

- (1) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）のエの（イ）では、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入（（3）のオ、カ又はキに該当する額を除く。）については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と定めている。
- (4) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13の6の「費用返還と資力の発生時点」の「自動車事故等の被害により補償金、保険金等を受領した場合」の答（3）では、「自動車事故等第三者の加害行為により被害にあった場合、加害行為の発生時点から被害者は損害賠償請求権を有す

ることとなるので、原則として、加害行為の発生時点で資力の発生があったものと取り扱うこととなる。しかしながら、ここにいう損害賠償請求権は単なる可能性のようなものでは足りず、それが客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点とすることが適当である。」と記されている。

(5) 問答集問13の21の「法第63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い」の答では、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用し、次に資力の発生時（交通事故発生時（中略））から保険金受領時までの保護費について法第63条を適用し、なお残余があれば収入認定を行うこととなる。」と記されている。

(6) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還等の取扱いに係る課長通知」という。）には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、次のとおり定めている。

1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。（中略）

①・② （略）

③ 当該収入が、次官通知第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。（事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り同様に取り扱って差しつかえない。）

④ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額

⑤ ④にかかわらず、遡及して受給した年金については、(2)により取扱うこと。

⑥ 当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額。この場合、当該世帯に対してその趣旨を十分説明するとともに、短期間で再度保護を要することとならないよう必要な生活指導を徹底すること。

なお、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を返還した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると見込まれる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいう。

そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないので留意すること。

(2) (以下略)

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等。以下「本件記録」という。）等によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した。

(2) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 審査請求人は、本件事故により、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇負傷をした。

(3) 平成〇〇年〇月〇〇日 審査請求人は福祉事務所に来所し、本件事故について報告した。処分庁は審査請求人に対し、本件事故に係る慰謝料等の収入は、収入認定の対象となるため、領収書を残しておくように伝えた。

(4) 同年〇月〇〇日 審査請求人は福祉事務所に来所し、本件事故に係る保険請求の書類を提出した。処分庁は審査請求人に対し、本件事故に係る給付金は収入認定の対象となるため、必ず申告するように伝えた。

(5) 同年〇〇月〇日 審査請求人は福祉事務所に来所し、生活保護の受給の辞退を強く求めたため、職員が、どうしても辞退したいのであれば、今後、処分庁の指示には従わないことを明確にするために書面の提出が必要であ

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること（法第1条参照）を勘案すると、保護の実施機関においては、返還すべき額を定めるに当たり、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。つまり、そこでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額（返還後の資力の多寡）や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められる。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある（東京地裁平成27年3月10日判決、大阪高裁平成18年12月21日判決など参照）。

この観点は、上記1（6）の「費用返還等の取扱いに係る課長通知」でも基本的には前提とされているということができ、また、本件処分を行った処分庁の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり、本件処分は違法であるか、又はこれに至らないものの不当であると認められるか否かは、この観点から審査することになる。

- (2)「費用返還等の取扱いに係る課長通知」の定める取り扱いのうち本件に妥当するか否かが問題になるのは、同課長通知の1の(1)の④及び⑥である。④によれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」、及び⑥によれば、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」は返還額から控除されうる（この取り扱いは「自立更生免除の制度」と称されており、以下、そのうち④によるものを「自立更生免除④」、⑥によるものを「自立更生免除⑥」という）。

「費用返還等の取扱いに係る課長通知」では、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生免除の取り扱いについては、被保護世帯が事前に保護の実施機関に対し相談することが必要であるとされている。ただ、被保護世帯にとっては、自立更生免除の制度の存在を保護の実施機関から事前に知らされていなければ、そもそも相談するということが考えが及ばないのが通例である。それゆえ、同通知は、保護の実施機関が被保護世帯に対し同制度についても説明しておくことを求めている。そして、同通知のこの規定は、事柄の性質上、年金の遡及支給に限らず、本件のように交通事故に伴う賠償金を受領した場合にも当然に当てはまるものである。

(3) 本件記録によれば、処分庁は、平成〇〇年〇月〇〇日に、審査請求人に対し、交通事故の賠償金は資産と認められ、63条を適用して返還を求める可能性がある旨の通知を送付し、同年〇〇月〇日に審査請求人に電話連絡した際にも同様の説明を行っている。また弁明書によれば、処分庁は、法63条に基づく返還金の決定にあたり、念のため自立更生のための経費について確認する用意があったためその旨の通知を審査請求人に送付していること、また、自立更生のための経費については、必要経費について確認した後、説明を行う予定であったが、審査請求人から必要経費に関する回答がなかったため、審査請求人は処分庁の求めに応じる意思がなく自立更生のための経費について説明を行うことが困難であると判断し、審査請求人自ら自立更生のための控除の機会を放棄したものである旨を述べている。

以上の点に関して、本審査会が平成30年2月5日に文書で質問したところ、同月14日付の回答書では、必要経費について確認した後、説明を行う予定であったため、文書では通知しておらず、当該文書は作成していないこと、必要経費について確認した後に自立更生のための経費について説明するという取り扱いについては、審査請求人のやり取りの中で今回のような対応となったこと、審査請求人自ら自立更生のための控除の機会を放棄したと判断したのは、必要経費について回答せず、事故提出証明書の提出の求めに応じていないことほか、本件賠償金の返還に応じない旨の発言などの審査請求人のこれまでの言動を踏まえ処分庁からの求めに応じないと判断したことを根拠にしているというものであった。

そもそも自立更生免除の制度の説明は、保護の実施機関が必要経費について確認した後でなければ実施できないものではなく、63条の費用返還決定に関する手続でそうした順序を踏むことが、「費用返還等の取扱いに係る課長通知」をはじめ通達類で定められているわけではない。(2)で述べた通り、「費用返還等の取扱いに係る課長通知」が自立更生免除の制度について被保護者に対し事前に説明しておくことと定める趣旨に鑑みると、処分庁が本件で必要経費の確認の後に自立更生免除の制度について説明することとした取り扱いに合理性があるとはいえず、また、必要経費に関する回答がないことをもって、審査請求人が自立更生のための経費の控除を求める機会を放棄したとみなすこともできない。なお、本件賠償金の返還に応じない旨の発言などの審査請求人の言動が、法78条に基づく費用徴収を行うことのできる「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たときに該当するといえるか疑問が残る。

以上のような処分庁の取り扱いにより、審査請求人は処分庁から自立更生免除の制度について説明を受けることがなく、その結果、この点について処分庁に相談する機会を利用することができなかつたとみることもできる。

また、上述した通り、処分庁が、弁明書の中で、審査請求人に対して念のため自立更生のための経費について確認する用意があったためその旨の通知を審査請求人に対して送付していると述べたことは、後の審理員及び本審査会からの質問を受けた回答でこれを撤回したにせよ、事実と異なる弁明を行ったものであって、行政不服審査の公正さに影響を与えかねない点で問題があると言わざるを得ない。

- (4) 審査請求人は、審査請求書において、生活保護から自立を目指して保護受給中に就職活動を行い、就職が見つかったため生活保護に頼らない自立生活ができるが、就職先であるA市に引っ越さないといけないため、自立生活のために使った金額、すなわち引越し費用や生活が安定するまでの諸費用は、返還決定の金額から控除されるべきであると主張している。審査請求人の主張する控除については自立更生免除⑥に該当するか否かが問われることになる。

自立更生免除⑥について「費用返還等の取扱いに係る課長通知」では、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合であっては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額」については、返還額から控除して差し支えないとされているところ、「当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合」とは、当該収入から過去に支給した保護費相当額を控除した上でなお残額があり、その残額により今後相当期間生活することが可能であると認められる場合や、残額がない場合であっても当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合をいい、そのため、当該収入に対して保護費の返還を求めないことと同時に専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることを「自立更生」に当たるものとする取扱いは認められないとされている。

処分庁は、これに依拠して、審査請求人が本件賠償金を得た残額で今後相当期間生活が可能であるとは言えず、また本件賠償金を得ると同時に定期的収入を得ていないため、当該収入があったことを契機に世帯が保護から脱却する場合に該当しない等と主張している。同課長通知の上記規定の文意に即して本件について検討すると、本件賠償金から保護費相当額を差し引くと〇〇〇円程度であり、「その残金により今後相当期間生活することが可能であると認められる場合」に当たらず、また、審査請求人は審査請求書ではA市で就職が見つかり生活保護に頼らない生活が可能になったと述べるものの、本件賠償金を受領した時点では就労先を確保しておらず、「当該収入を得ると同時に定期的収入等が得られるようになった場合」には該当しないといえる。それゆえ、審査請求人の主張する引越し費用や生活が安定するまでの諸費用について自立更生免除⑥の取り扱いが認められないという処分庁の判

断は、違法又は不当であるとまでいうことはできない。

- (5) 自立更生免除④について「費用返還等の取扱いに係る課長通知」では、当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額については、返還額から控除して差し支えないとされているが、(3)で述べたように処分庁は審査請求人に対し自立更生免除の制度について説明をしなかったこともあり、審査請求人は処分庁に自立更生免除④に該当する費用について申し出ないし相談を行っていない上に、本件記録からは、審査請求人が自立更生免除④に相当する費用の控除を主張している事実を確認することはできない。(3)で述べた処分庁の取り扱いにより審査請求人に自立更生免除の制度を説明しなかったことは妥当であるといえないけれども、審査請求書における審査請求人の主張をみると、審査請求人は、自立更生免除④に相当する費用ではなく、むしろ自立生活のために使った金額、すなわち引越し費用や生活が安定するまでの諸費用の控除を求めていることが明らかである。しかしながら、当該費用は自立更生免除⑥に該当しないことは(4)で述べた通りである。

以上のとおり、結論として本件処分は違法又は不当であるといえないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子